二　その他関係政令の一部改正関係
　中小企業等協同組合法施行令、信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、株式会社商工組合中央金庫法施行令、消費生活協同組合法施行令、資金決済に関する法律施行令、農業協同組合法施行令、銀行法施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、資産の流動化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令、農林中央金庫法施行令、担保付社債信託法施行令、信託業法施行令及び金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日
　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
（政令第三一号）（金融庁）
　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令
（政令第三二号）（厚生労働省）
1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を六五万円から六六万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を二四万円から二六万円に引き上げることとした。（第二九条の七第二項第九号及び同条第三項第八号関係）
2　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二九万五、〇〇〇円から三〇万五、〇〇〇円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五四万五、〇〇〇円から五六万円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）
3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第二十八号

　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

　内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第二十条の六」を「第二十条の五」に改める。

　第二十条の六を削る。

　別表第一の三十五の項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項又は第三項」に、「四百六十八万六千七百円」を「七百五十三万七千五百円」に、「四百六十八万四千六百円」を「七百五十三万四千五百円」に改め、同表の八十の項を同表の八十一の項とし、同表の三十六の項から七十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三十五の項の次に次の一項を加える。

三十六	法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けようとする者	三百九十八万八千円（電子申請等による場合にあつては、三百九十八万五千円）

附　則

　この政令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正